

3月2日（金曜日）

第3日目

平成19年3月2日（金曜日）

議事日程第3号

平成19年3月2日（金曜日）

開 議 午前10時

第1 一般質問

質 問

応 答

散 会

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 田 村 儀 光 君

(1) 行財政運営について

- ・ 秋田県の財政危機が報じられたが、大館市は大丈夫なのか

(2) 放課後児童対策事業について

- ① 児童館・児童センターの所管の一本化並びに運営方法の一本化について

- ② 山瀬小学校への児童館併設（旧給食センター利活用を含む）について

(3) 県立少年自然の家について

- ・ 寺田県知事に対し厳重抗議し、謝罪を求めるべき

(4) 鳥インフルエンザ対策について

(5) 街灯料について

2. 佐 藤 弘 康 君

(1) 美しい大館市のまちづくりについて

- ・ 地域住民の笑顔を醸成するには地域団体の組織化、課題を笑顔で語り合える集会の開催などが必要である。このような地域社会を構築するため、行政が先頭に立つて支援・アドバイスする考えはないか

(2) 観光産業の活性化について

- ・ 観光行事を共同開催できるよう、実行組織を共同化し滞留型観光に結びつけることを目標に、行政が市民意見を集積し、効率的に実施できるようアドバイスする考えはないか

(3) 「美しい森林づくり」について

- ・ 市として検討している内容を明らかにするとともに、今後の検討課題を明らかに

されたい

3. 殿 村 直 也 君

(1) 市が所有する施設などの命名権の販売について

- ・ 広報大館に広告を掲載して収益を上げているが、運動公園や野球場・体育館・文化施設などの命名権を販売して、少しでも施設運営の手助けに

(2) 教育基本法が60年ぶりに改正され、愛国心や国旗・国歌の指導はいかに

(3) 分煙施設について

- ・ 平成16年度は5億2,500万円、平成17年度は約5億円のたばこ交付税。分煙施設を設置し愛煙家に快適な環境を与えるのも必要ではないか

(4) 大館消防署における女性職員の採用について

- ・ 消防署には現在1人の女性職員もいない。男女雇用機会均等法の施行により女子職員へ門戸を開くべき

(5) 市立扇田病院の職員宿舎について

- ・ 職員宿舎は11戸、うち利用されているのは4戸のみ。一般住宅として市民への貸し出しをしたらどうか

4. 佐 藤 久 勝 君

(1) 秋田県が導入を計画し論議を呼んでいる、いわゆる「子育て税」について

- ・ 自治体も議論し意思表示をはっきりすべき

(2) 学校給食費の未納問題について

- ① 本市の給食費未納状況の実態はどうなっているのか、また何らかの対策を考えているのか

- ② 納付者の公平を図るためにも適切な措置が講じられないか

(3) 十二所公民館の改築と今後の運営について

- ① 建物改修でなく移転改築について

- ② 事業費・改築年度について

- ③ 改築後の公民館運営について

5. 石 田 雅 男 君

(1) 今後の中心市街地活性化の方向性について

- ① いま一度コンパクトシティの考えについて

- ② 大館駅周辺の再開発計画は

- ③ まちづくりの財政的なシミュレーションを

- ④ まちづくり係の新設について

- ⑤ 大町地区の方向性について

出席議員（57名）

1番	小 畑 淳	君	2番	佐 藤 久	勝	君
3番	佐 藤 一秀	君	4番	仲 沢 誠	也	君
5番	虻 川 久 崇	君	6番	石 田 雅	男	君
7番	藤 原 美 佐 保	君	8番	山 内 俊	和	君
10番	伊 藤 育	君	11番	畠 沢 一	郎	君
12番	中 村 弘 美	君	13番	成 田 武	君	君
14番	桜 庭 成 久	君	15番	藤 田 勇	悦	君
16番	斎 藤 一	君	17番	武 田 一	俊	君
18番	花 田 タマ子	君	19番	佐 藤 弘	康	君
20番	阿 部 清 悅	君	21番	八 木 橋 雅	孝	君
22番	千 葉 倉 男	君	23番	田 中 耕 太 郎		君
24番	大 坂 谷 征 志	君	25番	吉 原 正		君
26番	明 石 宏 康	君	27番	田 村 秀 雄		君
28番	安 部 貞 榮	君	29番	岸 義 定		君
30番	山 脇 精 悅	君	32番	殿 村 直 也		君
33番	山 口 富 治	君	34番	渡 辺 久 憲		君
35番	武 田 晋	君	36番	畠 山 秀 義		君
37番	藤 原 明	君	38番	菅 大 輔		君
39番	佐 藤 健 一	君	40番	浅 利 二 雄		君
41番	田 村 齊	君	42番	小 林 平 滿		君
43番	佐 藤 照 雄	君	44番	三 浦 義 昭		君
45番	松 田 精 樹	君	46番	荒 川 邦 隆		君
48番	岩 泽 鉄 美	君	49番	立 石 由 紀		君
50番	笛 島 愛 子	君	52番	岩 谷 政 美		君
53番	武 田 慶 一	君	54番	相 馬 エ ミ 子		君
55番	高 橋 松 治	君	56番	後 藤 武 之 丞		君
58番	菊 地 隆 二 郎	君	60番	岩 泊 吉 三 郎		君
61番	田 村 儀 光	君	62番	佐 々 木 公 司		君
63番	齐 藤 則 幸	君				

欠席議員（5名）

9番	花 岡 有 一	君	31番	菅 原 金 雄	君
47番	羽 泽 一	君	57番	本 間 一 二 三	君

説明のため出席した者

市助	長	小畠	元君
役	佐藤	忠信君	
取入	長岐	堅利君	
企画部	長田中	良男君	
財政課	木村	広君	
総務部	渡辺	一男君	
総務課	斎藤	誠君	
総務課長補佐	小林	浩君	
市民部	本多	和幸君	
産業部	黒田	信行君	
建設部	鳴海	敏雄君	
比内総合支所長	仲谷	正一君	
田代総合支所長	五十嵐	強君	
教育育長	仲澤	銳蔵君	
教育次長	海沼	俊行君	
選挙管理委員会事務局長	渡部	孝夫君	
農業委員会事務局長	大高	健一君	
監査委員事務局長	岩沢	慶治君	
上下水道部長	中山	吉行君	
市立総合病院事務局長	芳賀	利夫君	
消防長	鳴海	義衛君	

事務局職員出席者

事務局長	長谷部	明夫君
次長	阿部	徹君
係長	小玉	均君
主査	畠沢	昌人君
主査	畠山	慶子君
主査	小笠原	紀仁君
主任主事	金	一智君

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤 毅君） 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

日程に入ります前に、議員の異動について御報告申し上げます。

当市議会議員松橋日郎君が昨日御逝去されました。まことに愛惜痛恨の極みであります。ここに謹んで御報告申し上げます。

この際、松橋議員の御冥福をお祈りいたしまして、黙禱を行います。全員御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（伊藤 毅君） 黙禱。

〔全員黙禱〕

○議長（伊藤 毅君） 黙禱を終わります。御着席願います。

〔全員着席〕

日程第1 一般質問

○議長（伊藤 毅君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

最初に、田村儀光君の一般質問を許します。

〔61番 田村儀光君 登壇〕（拍手）

○61番（田村儀光君） おはようございます。明政会の田村儀光です。けさ松橋議員の訃報を新聞で知り、ショックでありました。松橋議員は教職時代、山田に7年ほど在職して、私の息子もお世話になりました。合併以来同じ議員として1年半一緒に仕事をさせていただきました。政治思想は違え、政治に対する情熱は尊敬に値するといつも思っておりました。御冥福をお祈りいたします。早いもので大館市議会議員としての在任特例の任期も残すところ2カ月となりました。議長を初め、同僚議員、特に大館市議の皆さんには不慣れな大館市議会の中で数多くの御指導・御鞭撻を賜りましたことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。また、市長には合併後、すべての定例会において一般質問をさせていただきましたが、誠心誠意のお答えをいただき、市民のために必要と思う批判については即実行していただき、市長の決断力の早さには心から感謝しているところであります。本日は在任特例期間の最後の一般質問となります。どうか今までと同様明快なる御答弁をよろしくお願ひしたいと思います。それでは通告に従いまして、一般質問をいたします。

1点目は、**行財政運営について**であります。秋田県の財政危機が報じられたが、大館市は**大丈夫なのか**ということで質問いたします。秋田県では2月8日に平成19年度の予算を発表しました。2月20日付の報道によると、「財源確保に苦肉の策、基金いよいよ底見える」、内容

をちょっと読ませていただきますと、「主要3基金の18年度2月補正後の残高は460億円、平成4年度のピーク時には1,505億円もあった基金が今回の取り崩しによって19年度の残高は170億円、9分の1にまで縮小した。一般財源が約3,000億円。この規模で予算編成を安定的に行うには1割程度の基金確保が必要だと思っている」とついてあります。1割というと300億円の基金です。それが170億円まで減った。寺田県政、ことしの4月で10年、残り任期2年、19年度・20年度。果たして20年度の予算編成は大丈夫なのか、心配でなりません。また、さらに2月15日にはことしの7月から2年間、一般職の給料、管理職手当、特別職の報酬などの削減などをする方針を知事は表明しております。我がふるさと秋田は一体どうなるのか。また、寺田知事は秋田をどうするつもりなのか。寺田知事に大声で叫びたい心境の私です。いつも常に冷静な小畠市長さんはこの報道をどのように捉えているのかお聞かせ願いたいと思います。次に、大館市は大丈夫なのかということですが、これは桜庭議員にはちょっと申しわけないですが、同じような通告をしているようで私が先になりましたので、勘弁してください。「財政破綻について大館市は心配ない、行革の徹底を強調」という2月13日の記者会見の新聞記事がありました。市長、私も市長と同じで大館市は心配ないと思っております。やり方次第では心配ない。前の定例会でもそう述べておりますけれども、市民は心配しております。今打ち出している行革大綱だけで果たして乗り切れるのか。県知事のように人件費カット等はあるのかどうか。市民にわかりやすい具体的な策があったらお知らせ願いたいと思います。きのうの同僚議員の浅利議員の財政問題の質問に対しても、スリム化して歳入に見合った事業を展開していくと答弁しておりましたが、どういうふうにスリム化するのか、どういうふうな事業を展開していくのか、具体的なものが見えない。市民は具体的な内容を期待しているわけで、具体的な内容があったらお知らせ願いたいと思います。

次に2点目、放課後児童対策事業について伺います。最初に**児童館・児童センターの所管の一本化並びに運営方法の一本化**についてあります。この事案については田代の父兄の方から児童館の利用時間、夏休み・冬休みの利用時間が10時からだと遅い、何とか8時からにしてもらえないかと、そういう要望がありまして、資料をいただき、担当者を呼んで聞いたところ、大館市内の児童館と放課後児童対策事業についての説明を受けましたけれども、まるつきりばらばらの運営が行われているし、所管も社会教育課と福祉課と違うし、運営方法もばらばら。有料のところもあれば無料のところもあるということで、これを一本化しなければいけないということで質問通告したところ、通告のあの26日の新聞で答弁のような記事が出ましたが、「放課後こどもプラン、大館市教委が新年度から、現状では大館地域と比内・田代地域の児童クラブ・こども教室でそれぞれ内容や使用料・負担金が違うため、20年度に予定する市の機構改革に合わせて調整する考え」だと、きょうの市長答弁のようなのがもう26日付の報道で出ましたけれども、調整するのであれば今言った父兄の意向を十分に聞いて、調整してほしいというふうに要望しますし、市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

②の山瀬小学校への児童館併設（旧給食センター利活用を含む）についてであります、この件についても、以前から地域に強い要望がありまして、山瀬小学校では児童館がサンピアまでちょっと遠い場所になっておりますので、小学校の校内とか近くでできないものかという強い要望がありました。一時役所でも隣接の旧給食センターを改築して活用したいというお話がありましたので、それを待っていたわけですけれども、結果的にその旧給食センターが老朽化が激しいということで解体やむなしという結論に至ったということですので、そういうことであれば速やかに解体して、そこに児童館等をつくり、放課後児童対策等に充てていただきたいと思いますが、市長の御見解をお聞かせ願いたいと思います。

次に、3点目の少年自然の家についてであります。本件は昨年の12月定例会の総務財政常任委員会の中で、少年自然の家には違法行為があると旅館組合から指摘を受けてさっそく事実関係を調査すべきだということで総括質疑を行いましたところ、市長はまず事実関係を確認したいということで、それ以来そのままになっておりましたが、少年自然の家からは回答書が担当課長宛にあったようで、違法行為があったという事実を認めるような結果が出たわけあります。それでその内容は、事実はあったけれども今後いたしませんということですので、それでいいのではないかという課長の答弁がありましたけれども、これは民間業者が違法行為をすると即営業停止など罰則に処せられる事案であります。県の施設だからといって違法はしました、今後やりません。それで通るのであれば警察も何もいらないということですので、この件に関しては市長から寺田知事に対し厳重に抗議し、謝罪を求めるべきだというふうに思います。旅館組合も納得するような謝罪を知事からもらうべきだと思いますが、市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

次に、4点目の鳥インフルエンザ対策についてでありますが、きのう同僚議員の田村議員から同じ質問がありまして、それなりの対策を行っているという答弁を私もお聞きしましたが、大館では長木川に白鳥広場があり、市民の憩いの場として多くの家族連れが訪れて餌づけをしておりますが、このインフルエンザウイルスの原因が渡り鳥にあるという報道もなされておりますので、わざわざ餌づけまでして渡り鳥を呼ぶ必要があるのか。白鳥広場といっても、白鳥よりもカモの方が大分多くなってきて、カモは繁殖力がすごい強いそうですから、そういう点で2、3年餌づけをやめてみてはどうかという一市民の声がありましたので、市長の考えを聞きたいと思っております。

最後に、街灯料についてであります。この件については再三再四質問しておりますし、答弁で今年度中には結論を出したいと、そろそろ結論が出たと思いますので、その結論をお聞かせ願いたいと思います。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの田村議員の御質問にお答えいたします。

1点目、行財政運営について。秋田県の財政危機が報じられたが、大館市は大丈夫かということであります。県の基金残高の報道につきましては、私も大変心配しております。また、唐突に職員の給料の削減について述べられたことにつきましても、驚いています。本市の平成19年度当初予算におきましては、地方交付税など一般財源の減少に対応するため、基金繰入金に12億3,400万円を計上しており、このうち、財政調整基金などの取り崩し可能な基金からの繰入額は7億9,400万円で、これにより取り崩し可能な基金の残高は6億1,000万円ほどとなっております。今後、普通交付税の決定額と予算措置額との差や今年度の暖冬による除雪経費の動向も加味して、19年度末では18年度の積み立て分と同程度の積み増しは確保したいと考えております。さて、1つ目の基金残高は限度ではないか。県のように、市でも職員の給料まで手をつけることはないかとの御質問であります。平成20年度以降の予算につきましては、引き続き新規採用者の抑制による総人件費の削減で、普通会計ベースでの人件費は、現段階で、20年度では19年度当初措置額と比べて1億6,000万円ほど減少するものと見込んでおります。その後21年度では退職者の増加もあり、さらに3億円、22年度でも2億3,000万円ほどの減となる見込みで、これに加えて、すべての事務事業についても今年度同様、引き続き徹底した行財政改革を積極的に実施してまいりたいと考えておりますので、今後急激な交付税の削減がない限りは、現段階では職員給料の見直しについては考えておりません。2つ目の夕張市のような財政破綻はないのか。行政改革だけで乗り切れるのかとの御質問であります。夕張市との比較につきましては、浅利議員にもお答えしましたように、平成17年度から新たな財政指数として追加された実質公債費比率について見ますと、夕張市は28.6%となっており、本市では、17年度では16.5%で、22年度にはピークの20.5%となり、その後は減少する見込みであります。さらに、夕張市の場合は、観光施設等を整備した起債の償還に伴う財源不足を一時借入金で埋め合わせた結果、人口約1万3,000人の市にあって多額の負債を抱えたことや、石炭産業が衰退した後の新たな産業がなかったこと、減少後の人口に対する職員の比率が異常に高かったことなどが要因として挙げられ、その結果、一時借入金が多額になり、負債が増加し続けたのが原因と考えられますので、一時借入金のない本市の場合とは大きく異なることを御理解いただきたいと思います。次に、行政改革だけで乗り切れるのかにつきましては、もとより行政改革ですべてを乗り切れるものではないと考えておりますが、一方、職員数が削減される中でありながらも、職員一丸となって知恵を絞りながら行政改革に絶えず取り組むことが最重要課題でもあると考えております。今後、予想を超えるスピードで少子高齢化社会が到来しますし、いずれ現在の行財政システムのままではどここの自治体でも立ちゆかなくなることが予想されます。そういう意味からも、すべての事務事業について引き続き徹底した行財政改革を積極的に実施するとともに、市民の皆様の御理解・御協力を得ながらこの難局を乗り切ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目、放課後児童対策事業について。①児童館・児童センターの所管の一本化、運営方

法の一本化についてであります。児童館及び児童センターは、いずれも児童福祉法に基づく児童厚生施設であり、児童に健全な遊びを与え、児童の健康増進、情操を豊かにするための施設であります。放課後児童対策事業は児童館・児童センター等の児童厚生施設等を使用して実施している事業であり、現在は、福祉課所管が7カ所、教育委員会所管が5カ所と所管課が分かれており、また、開館時間、使用料等運営方法についても大館・比内・田代各地域で異なっております。しかしながら、新しい少子化対策として、地域社会の中で放課後に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、文部科学省と厚生労働省が連携して、原則としてすべての小学校区で実施する放課後子どもプランが創設されることとなり、市町村においては教育委員会が主導で一体的に実施することとされたことから、本市におきましても平成20年度をめどに、運営方法も含めて、また御指摘ありました父兄の意見も十分聞いた上で放課後児童対策関係事業を一本化する方向で検討しているところでありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

②山瀬小学校への児童館併設（旧給食センター利活用含む）についてでありますが、山瀬小学校区の放課後児童対策事業につきましては、小学校の近くには施設がないことから、学校の余裕教室等を利用して放課後の児童の居場所確保に努めてまいりたいと考えております。また、旧田代学校給食センターにつきましては小学校に隣接しており、放課後児童対策事業施設として活用することも1つの方法ではありますが、建設後27年が経過しており施設として利用するためには耐震診断や改修工事が必要となり、多額の経費がかかることが予想されますことから将来的には解体する方向も含めて検討したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

大きい3点目、県立少年自然の家について。県に対し厳重抗議すべき。それなりの謝罪を求めるべきということ但是在りますが、この件につきましては、さきの12月定例会の総務財政常任委員会で御質問があり、調査したいとお答えしております問題であります。少年自然の家の職員から状況を伺いましたところ、この施設は研修を目的とする青少年を対象とした教育施設であり、各種大会に参加するための宿泊については断ってきているとのことでありましたが、調査した結果、研修が主目的となっていたものの実際には各種大会への参加をスケジュールの中心にしていた事例が数件見られたとのことでありました。このことは県の上部機関にも報告したということであり、今後はこのようなことがないよう、大会の開催状況も把握しながら厳重にチェックしたいということでありました。市といたしましては、施設の担当職員が来庁して内容を説明した上で、今後は厳正な対応を徹底する旨を述べおりましたことから、青少年の健全育成のために少年自然の家の持つ本来の社会的機能を十分に發揮していただくようお願いしたところであります。なお、議員御指摘の法令違反に係る判断や対応につきましては、専門機関が判断し対応すべきことであることや大館旅館組合が直接県に抗議するなど独自に行動してきていることから、市としてはその推移を見守りたいと考えておりますので、御理解を

お願い申し上げます。

4点目、鳥インフルエンザ対策について。白鳥飛来地での餌づけの禁止についてであります。長木川白鳥広場は中心市街地に白鳥が飛来する観光名所として知られており、また、多くの市民に憩いの場として親しまれているところであります。しかしながら、近年は白鳥だけではなく他の渡り鳥も飛来しており、県の1月の調査では、白鳥が260羽、カモ類が1,805羽となっております。白鳥広場では、議員御指摘のとおり餌づけが行われており、餌を求めて陸上を歩き回るカモ類が数多く見られ、広場内にふんが散乱し不衛生な状態となったり、車による轢死などの事故も発生しております。餌づけは本来の生態系の攪乱や自然環境の破壊につながるおそれがあり、また、宮崎県や岡山県で発生した鳥インフルエンザはカモ類の渡り鳥によって中国大陸から持ち込まれたとの推測もあることから、本市の特産物である比内地鶏等への感染や鳥への直接の接触による人の健康への影響も懸念されております。白鳥広場での餌づけにつきましては、広場の環境を保全するという意味で以前から看板を設置し、陸上にいる鳥には行わないよう来場者にお願いしてきたところであります。今後も継続してまいりたいと考えておりますが、餌づけの中止や休止につきましてはより広域的な対応が必要であると思われますので、県に対し広域的又は全県での対応を要望してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

大きい5点目、街灯料について。一本化の結論についてであります。街灯料を一本化するための市と町内会の負担のあり方につきまして、実態調査を実施するとともに府内検討会を設置し検討を重ねてまいりました結果、その方向性について次のような結論に達しましたので、お答え申し上げます。電気料については全額市が負担し、修繕費は町内会の負担とする。ただし、道路照明灯や工業団地区域、町内間の線引きの難しい区域にある街灯などどの町内にも属しない街灯などの修繕費は市の負担とするというものであります。この結論に至るまでの検討に当たり、その基礎となる実態調査に御協力いただきました市内340余りの町内会及び電力会社に対し感謝を申し上げる次第であります。市では、来年度中に各町内会にこの方針を説明し、御理解をいただいた上で議会に御報告申し上げ、実施してまいりたいと考えております。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○61番（田村儀光君） 議長、61番。

○議長（伊藤毅君） 61番。

○61番（田村儀光君） この場から再質問させていただきます。まず気になったのは山瀬小学校の旧給食センターについてであります。山瀬小学校への児童館が遠いからということで校内で対応していきたい、空き教室を利用していきたいという答弁でした。旧給食センターについては解体を考えていきたい。実は旧給食センター、新しい給食センターを建てるときに補助事業でやっているわけですけれども、旧給食センターを一部解体することを条件として新しい給食センターを建てているわけです。とっくに解体していかなければいけない旧給食センターがま

だ残っている。今市長の答弁でこれから解体も考えてということでありましたけれども、今まで質問を延ばしてきたのには当局があそこを隣接地であるから児童館等に利用したい、改築しても利用したい旨を県に相談しているから解体は待ってくれ待ってくれということで、今まで来ています。それが事実です、市長。合併前からの話なので恐縮ですけれども、それを今児童館は学校内で行う、空き教室を利用するつもりだ、給食センターは今後解体を考えますではちょっと納得がいかないところがあるのです。新しい給食センターができるから3年以上たつてます。とっくに一部解体しなければいけない旧給食センターであります。解体するのであれば速急に19年度でも予算を盛って解体していただきたい、そういうふうに思います。市長の考えをお聞きしたいと思います。

それから県立自然の家の件であります。その処罰については旅館組合の動向なり、そういう専門機関の対応を見守るということでありましたが、実際に違法行為が行われたことで、民間業者は多大な影響を受けていることは事実です。それは市のマイナスにも大きくつながっていることがあります。人ごとでないのですよ、市長。普通であれば50人、100人が市内の旅館に泊まるのが、安いからといって少年自然の家に、何人泊まったかは私人数は把握しておりませんし、どういう結果が来ているかわかりませんけれども、事実宿泊業務ができるないにもかかわらず選手を泊めたということであれば、それも2,500円か3,000円ぐらいで泊めたとすれば非常に民間業者は死活問題でもあるし、まして税金とかを考えると、市で多大な迷惑をこうむっているのは事実であります。こういう事実を踏まえて、市長に怒っているわけではないですよ、そういうことを許してきた秋田県に対して、知事に対して厳重に抗議がどうしてできないですか。やってくださいよ。市長としても大館市としてもそれの返答をいただいてくださいよ。旅館組合は旅館組合で抗議していますけれども、市役所としても当然、抗議すべきだと思いますし、きょう議会で、一般質問で出たということも言っていいですから、あしたにでも厳重抗議していただきたいと思いますけれども、市長の考えを求めます。この件は氷山の一角だと思ってますが、「全国のこういう施設の調査をしてください」と知っている国会議員にも言ったら、早速文部科学省の担当課長を呼んで指示したという回答書がファクシミリで来てます。課長も全国の課長会議で、秋田の事例に関しては秋田の担当者に厳重に注意したという課長からの返答もファクシミリで届いております。当の大館市が黙って現状を見ているということはないですよ。秋田県知事に対して厳重に抗議すべきだし、あしたにでもしていただきたいと要望しますし、市長のはっきりした考えを聞きたいと思います。

それから、街灯料については一本化という非常にいい方向に決まったようであります。ただ気になるのは19年度中に説明会を開いて、一体いつから市が全額払うのか。19年度中に払えるのか、20年度に延びるのか、そこら辺があいまいになっております。再三言っておりますけれども、毎月の電気料です。今まで町内会では毎月電気料を払っております。できたら19年度中でなくて、改選が終わって市長が見事5選されたらこれに早急に取りかかって、できれば5

月からでも6月からでも実施できるように頑張りますくらい前向きな答弁をいただければ幸いと思いますけれども、さらなる答弁を求めて再質問を終わります。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（伊藤 毅君） 市長。

○市長（小畠 元君） 再質問にお答えしたいと思います。まず旧給食センターについてでありますけれども、過去の経緯はともかくといたしまして、私ども現状を調べましてこのままではちょっと使いにくいという結論になったわけでありますから、当然解体をしなければいけないと思います。旧町でのいきさつについては議員から御指摘ございましたので、それはそれなりにそういういきさつがあったということを私ども正面から受けとめますけれども、今必要なことは2つであります。一つは学校の余裕教室等を利用してきちんと子供たちに放課後の児童対策事業を早急に実施すること。そしてまた、もう一つは危険な建物については経費がかかりますから今々ということはなかなか難しいかもしれませんけれども、できる限り早く解体することが安全策からも必要だらうと私も考えております。

次に、再質問の2点目の県立少年自然の家につきまして、今、議員から謝罪を求めるべきでないか、厳重抗議するべきでないかというお話がございましたので、県に対しては議員の今の抗議とそれからその御意見についてはきちんとお伝えしたいと思います。

それから街灯料についてでありますけれども、今私が答弁で申し上げたとおりでございまして、19年度中にまず町内会の皆様に、何せ340町内ございますので毎日1つやったって1年かかるわけあります。ですからきちんと地域の皆様方に御説明をしていかなければいけないと思います。御納得もいただかなければならないわけであります。御説明し御納得いただいた上でその結果を議会に御報告し、議会の皆様方の御意見もいただいた上で実施に移したいと考えているわけであります。したがいまして19年、選挙が終わったらすぐにという具合にはなかなかいいきませんので、ひとつ御理解いただければありがたいと思います。

○61番（田村儀光君） 議長、61番。

○議長（伊藤 毅君） 61番。

○61番（田村儀光君） 再々質問させていただきます。街灯料について300何カ所回るのに1年もかかる、そう言われればそうですけれども、非常にいい結論だと思いますので、全部電気料を市で払うということですので、市民はみんな納得すると思います。極端に言えば広報でこういうふうにしたいと思いますと流しただけでも市民は納得するし、その込み入った、そのわからない場所だけの町内にどうするかを説明するだけでいいと思いますよ。市長に伺ったように毎月の電気料ですから、今負担している町内会にとっては非常に重い負担になっているのです。今、市で払っているところは別に構わないのですけれども、そういう意味で請願書が出て、議会でも請願を採択した、そういう経緯があります。それから1年余りたってますけれども、今後19年度にはとすごく前向きな答弁には聞こえますけれども、市で全額電気料を負担してく

れるのであれば誰も反対はしないので、その込み入った問題のある箇所の町内会だけへの説明にしていただければ、1ヶ月、2ヶ月の説明だけで終わると思いますけれども、その辺を市長、担当者とよく考えて。1年もかかるという答弁でなくて、私はそう思いますけれども、市長の考えをもう少し聞かせていただきたいと思います。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（伊藤 毅君） 市長。

○市長（小畠 元君） こういった電気料なり、料金体系というのは年度年度で皆さん計画を組んでいらっしゃいますから、年度途中で変更できるのであればそれもできるわけですけれども、なかなか難しいと思います。その意味で19年度中に御説明をし、そして御納得いただいた上で20年度から実施したいと考えております。

○61番（田村儀光君） 議長、61番。

○議長（伊藤 毅君） 61番。

○61番（田村儀光君） どうも納得いかないところがあるのですけれども、まず担当者と市長、協議してできるだけ早く結論出せるように、出せると思いますので、誰も反対しませんから。何とかよろしく検討してみてください。財政的な問題で年度年度でという、年度で予算組んでいても、どこの町内会でも電気料は毎月払っていますから。そのことを踏まえて補正組んででもできることですから、よろしく検討してみてくださいよ。要望で終わりますけれどもお願いします。

○議長（伊藤 毅君） 次に、佐藤弘康君の一般質問を許します。

〔19番 佐藤弘康君 登壇〕（拍手）

○19番（佐藤弘康君） いぶき21の佐藤弘康です。きのうのトップバッターの松橋さんの訃報を聞いて、話す言葉がございませんけれども、立派な方でございますし御冥福をお祈りしたいと思います。それでは私から大館市議会議員として最後の質問をさせていただきます。

1点目は、美しい大館市のまちづくりということで質問いたします。安倍総理が国会で言っている美しい国づくりについては、前回質問しましたが、今回は美しい心の国づくりについて質問いたします。皆さんも見ているかと思いますけれども、新年早々全国版の新聞に中学生が、誰もが笑っていられるようというタイトルで投稿しておりましたので、その概要を若干御説明申し上げます。自然豊かな国、町並みがきれいな国、歴史のある国、路上にごみのない国、一般的にはこんな国が美しい国だというふうに言われています。これは中学生の言葉ですけれども、「けれども私は国民に笑顔のある国が美しい国なのではないかと思います。平和であり、国民の意見がきちんと反映される国、そんな国が国民に笑顔を与えてくれるのではないかと思います。自然・町並み・文化・歴史などなど目に見えるものの中で、きれいで美しいものはこの国にたくさんあります。それよりも美しいものは人の心だと思います。人の心は目には見え

にくいかも知れませんが、その美しさが一番あらわれるのが人の笑顔です。日本中の誰もが笑っていられる国になればいいな」というふうにこの中学生が言っております。私はこの中学生の考えに感動しました。また、ある新聞記事でございますが、「抽象的な美しい国という標語よりも、町内会、共同体における横の連帯感、信頼感が損なわれない日本社会の構造的改革を問題視する必要がある。また、愛国心を説く前に、地域愛・隣人愛・家族愛といった小さな愛情を維持することが問われている」と言っております。大館市の商店街はシャッター通りと化し、人通りが少なくなり、主要産業である農業・林業が停滞し、若者の職場が減少しております。若者が都会に流出した場合、高齢化率が上昇し財政事情が厳しくなることが予想されます。市民は夕張市のような財政破綻が発生しないかと心配しております。今、町内会では子供から老人まで参加できるような集会・行事などを企画しておりますが、若者の職場環境が厳しいことなどもあり参加意識が低調となっております。そのようなことから社会が求めている地域愛・隣人愛などを育てることが緊急の課題となっております。学校ではいじめによる事件・事故が発生し、社会的に問題となっております。いじめは学校、家庭教育だけでは解決できません。笑顔のある美しいまちづくりは地域住民が美しい協同の心を持って立ち上がったときに実現するものと考えられます。**地域住民の笑顔を醸成するには地域団体の組織化、課題を笑顔で語り合える集会の開催などが必要であります。**このような地域社会を構築するため、行政が先頭に立って支援・アドバイスする考えはないかどうか、市長の考えをお伺いいたします。

次に、**観光産業の活性化について**でございます。合併後の新大館市は、重点施策として御成町・大町商店街の活性化問題について議論が進められておりますが、比内・田代地域に対する活性化施策が見えない状況であります。地域の座談会で「大館市の中心街に立派な商店街が建設されても、周辺から人が集まらなければ活性化につながらない」との意見が出ております。新大館市の活性化施策は地域全体を視野に議論するべきであると考えます。新大館市総合計画「観光の振興」では、白神山系田代岳など恵まれた自然環境を課題とし、高速交通体系の整備を視野に入れ、本市が持っている豊富で個性的な観光資源を地域交通網で連結させた「人を集め」滞留型観光を目指していくことが必要としております。田代地域を事例に質問しますが、田代地域ではたけのこ祭り・五色湖祭り・ハンググライダー大会・大鮎の里まつりなどの行事にたくさんの観光客が訪れて楽しんでおります。しかし、この地域にある観光施設・地場産品・農業体験など滞留型観光資源が行事に活用されないまま、1日だけの単独行事で終了しております。地域観光の活性化は資源を広域的・立体的に連携することによって滞留型の観光に結びつけることが可能となります。これまでの**観光行事を共同開催できるよう、実行組織を共同化し滞留型観光に結びつけることを目標に、行政が市民意見を集積し、効率的に実施できるようアドバイスする考えはないかどうか**について市長の考えをお伺いいたします。

最後に、「**美しい森林づくり**」について。「しんりん」とも言いますけれども、「もり」づくりというふうに言われておるようでございます。国は、京都議定書の中にある森林吸収目標を

達成するため、美しい森林づくり運動を展開、6年間で330万ヘクタールの間伐を推進することを安倍首相に報告しております。これに関連する予算を18年度予算及び19年度予算と合わせて765億円を計画する模様であります。また、秋田県としてもそれ相当の予算を見込んで検討しております。大館市は森林整備公社を設立し、毎年間伐の推進をしております。また林道等の整備に努力されていることには理解をしておりますが、長期的視点から考えた場合、木材資源として活用した産業に結びつけなければ政策の長続きは考えられません。秋田県は、天然秋田杉の時代、林業王国として林産業の恩恵に浴してきたが、外材の輸入により国産材（秋田杉）の需要が低下し、現在、木材産業は危機的状況となっております。当地域は戦後植栽した造林地が間伐の時期を迎えておりますが、木材の需要が低迷しているため間伐作業が行き届かず、倒木など森林が崩壊するのではないかと国民は心配しております。新大館市の総合計画では、林業経営者の育成を掲げ、林業団体と連携し林業経営者の育成に努めるとしていますが、課題は山積しております。冒頭申し上げた京都議定書の目標達成、秋田杉の需要拡大、森林資源の活用と保全など新大館市の総合計画に掲げております。国・県で進めている美しい森林づくり運動を先取りできるよう、大館市として、官・民が一体となって林業政策を確立する必要があります。市として検討している内容を明らかにするとともに、今後の検討課題を明らかにしてくださるよう市長の考え方をお伺いいたします。

以上、3点についてこの場からの質問を終わります。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

1点目、美しい大館市のまちづくり。地域住民の知恵を醸成するには、地域団体の組織化、課題を「笑顔で語り合える」集会の開催などが必要である。このような地域社会を構築するため、行政が先頭に立って支援・アドバイスする考えはないかというお尋ねですが、議員御提言の地域のすべての住民が気軽に参加し、いろいろな課題について語り合い、まちづくりに参加するような地域社会の構築につきましては私も全く同感であり、これまで新市のまちづくりの柱として地域コミュニティーの再生を掲げてきたところであります。また、新大館市総合計画におきましても、市民みずからが積極的に自治活動に参画する意識を醸成するため、市民参画を基本とした行政運営を推進し、行政と市民が役割をお互いに認識しながら地域づくりができるシステムを確立することを大きな目標としているところであります。そのため、今後も積極的な情報公開を進めるとともに、市政のあらゆる機会に市民の皆様の意見を反映できるような行政運営により、情報を共有しながら市民と行政が同じ目線に立って地域づくりを行えるようにしてまいりたいと考えております。次に、地域団体の組織化につきましては、各地域でのコミュニティーのこれまでの歴史がありますので、それを踏ました形で組織化が図られるのが最善であると考えております。また、それらの組織は、設立後、市と対等のパートナーとして自主的に活動していただくことが最も重要であると考えておりますので、行

政主導ではなく活動のための拠点整備や組織づくり、活動への助言、さらには具体的な地域づくり活動への支援等を行ってまいりたいと考えております。

大きい2点目、観光産業の活性化について。観光行事を共同開催できるよう、実行組織を共同化し滞留型観光に結びつけることを目標に、行政が市民意見を集積して、効率的に実施できるようアドバイスをする考えはないかというお尋ねであります、市としましても、観光産業を活性化させるためには各種観光資源や観光行事を相互に連携させ滞在型の観光に結びつけることが重要であると認識しております。現在、市が運営費を補助しているイベントは、4月の大館桜まつりに始まり、たけのこ祭り・大文字まつり・きりたんぽまつり・比内とりの市・アメッコ市など9つあり、市では、これらのイベントが参加型・滞留型の観光イベントになるよう、これまでもそれぞれの実行委員会でイベント内容の検討を働きかけてきたところであります。議員御指摘のとおり、本市には滞在型観光に結びつけられるような多くの観光資源があり、さらにグリーンツーリズム組織なども整ってきております。これらの観光資源を有効に活用するため、各種イベントの実施に当たっては、観光スポットやグリーンツーリズムなどの連携、また、イベント同士の連携や共同開催の可能性などについて、市としての具体的な案をお示しするなどして各イベント実行委員会で検討していただくよう、今後も働きかけてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

大きい3点目、「美しい森林づくり」について。大館市として検討している内容を明らかにするとともに、今後の検討課題を明らかにされたいということありますが、この美しい森林づくり運動につきましては、2月19日に林野庁から美しい森林づくり推進国民運動を展開する旨が公表されたところであり、来年度の新規事業として、森林吸収源対策に貢献する100年の森林づくり拠点整備等の関連予算が盛り込まれていると承知しております。また、県においても、国の地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を受けた秋田県森林吸収源対策推進プランを平成15年に策定し、混交林化及び木材・木質バイオマス等の利用促進などの施策を推進しているところであります。議員御指摘の官・民一体となった林業政策の確立につきましては、昨年4月に策定した新大館市総合計画の中の環境と調和した産業都市づくりにおいて、林業の振興を重要な柱に位置づけており、その主要施策である造林と保育間伐の促進、秋田杉の需要拡大、森林病害虫対策等については、大館市森林整備事業や木材乾燥拠点施設への支援などにより着実に推進しているところであります。今後の大きな課題といたしましては、議員御指摘の間伐材の活用が挙げられます。これまでも、間伐材については、集成材加工製品、林道の排水工事及び治山の土どめ材として一部活用してまいりましたが、多くは、集積や搬出コストの面から、切り捨て間伐とならざるを得ない状況がありました。しかしながら、以前に比べ外材との価格差が小さくなり国産材の需要がふえております。また、間伐材や曲がり材などを原料として活用する、国的新規事業の新総合利用システム事業が創設され、品質・性能の確かな木製品を製造するために必要であるLVL製造施設、集成材製造施設等や原木の効率的な収集・運

搬に必要な高性能林業機械、山元ストックヤード等の整備ができることとなっております。このことから、米代川流域林業活性化協議会や国有林野等所在市町村長有志連絡協議会、大館北秋田森林組合などの関係団体、民間事業者等と一体となり、この事業を活用した間伐材の利用促進を図ってまいりたいと考えております。本市におきましては、生産林が多いことから、この事業を推進することにより除間伐が進み、美しい森林づくりにつながるものと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。(降壇)

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○19番（佐藤弘康君） 議長、19番。

○議長（伊藤 毅君） 19番。

○19番（佐藤弘康君） 再質問ということではございませんけれども、合併以来一般質問の機会を与えてくれました議長初め、関係者に深くお礼を申し上げたいと思います。小畠市長、仲澤教育長からは、私のつたない質問にもかかわらず、明快な御答弁をいただき、厚くお礼を申し上げます。また、協力くださいました部長・課長等関係者に心から感謝申し上げます。この経験を生かし、今後とも地域行政に力添えをできるよう尽力したいと思っておりますので、よろしく御指導を賜りますようお願い申し上げ、大館市議会議員としての一般質問を終わらせてもらいたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○議長（伊藤 毅君） この際、議事の都合により5分間休憩いたします。

午前11時9分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（伊藤 毅君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

殿村直也君の一般質問を許します。

[32番 殿村直也君 登壇] (拍手)

○32番（殿村直也君） 清政クラブを代表して一般質問を行います殿村直也でございます。平成17年6月20日の新市合併以来、最後の議会となり、一般質問もこれが最後となります。当局におかれましては私の意図する質問への適切なる御答弁を願うものであります。しばしの間、御清聴のほどお願い申し上げます。

第1点目は、市が所有する施設などの命名権の販売についてであります。大館市では広報大館に広告を掲載して収益を上げて、実績を既に上げておりますけれども、最近地方自治体が所有する公共施設の名称に企業名や商品名を付ける命名権、ネーミングライツと言うそうですが、これの販売に取り組む自治体がふえている。運動公園や野球場・体育館・文化施設などの命名権を販売して、財政難の折少しでも施設運営の手助けとなればと御提案申し上げます。

第2点目は、**教育基本法が60年ぶりに改正され、愛国心や国旗・国歌の指導はいかに**。御存じのように昨年12月の国会で改正された教育基本法であります。その第1章「教育の目的及び理念」の中に教育の目的として、第1条「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とあり、さらに「教育の目標」として、重要な事柄として5つに分類して規定しております。その第5号として「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」とあります。愛国心・郷土愛・国旗や国歌に親しむことなど、今後の大館市における指導方針はいかにあるべきかお尋ねいたします。

第3点目は、**分煙施設について**であります。大館市は平成16年度は5億2,500万円、平成17年度は約5億円のたばこ交付税を受けております。目的交付税ではないので広く市政に行使されております。喫煙についてはとかく嫌煙権や受動喫煙など、愛煙家には肩身の狭い思いに追い込まれる時勢でございます。一方、たばこは政府で認められている嗜好品であり、国家財政や地方自治体の財政に大きく貢献していることも事実であります。健康面を危惧するのであれば、きちんと設備の整った分煙施設をつくるのもよいのではないかと考えますがいかがでしょうか。公共施設での全面禁煙が各地で広がっておりますが、**分煙施設を設置し愛煙家に快適な環境を与えるのも必要ではないか**と考えるものであります。現在、市庁舎各階の両隅に大型灰皿2個ほどを置いた喫煙場所がありますが、愛煙家にとっては快適環境とは言えません。また、大館市立総合病院においては敷地内全面禁煙を実施した結果、愛煙家にとって喫煙場所がなく玄関わきの物陰に大量の吸い殻が見られました。公共施設での分煙施設設置についての可能性について質問であります。

第4点目は、**大館消防署における女性職員の採用について**であります。大館市消防署には現在**1人の女性職員もおりません**。防火思想の啓蒙や消火活動の周知、A E D——自動体外式除細動器の講習会などでの女性ならではの役割もあると考えられます。**男女雇用機会均等法の施行により女子職員へ門戸を開くべき**と思いますが、今後の方針を含めてお聞きいたします。

第5点目は、**市立扇田病院の職員宿舎について**であります。現在、**市立扇田病院職員宿舎は11戸、うち利用されているのは4戸のみ**であります。扇田病院敷地に秋田丸善繊維株式会社の工場を挟み、病院まで2、3分で歩いていける場所にあります。待機宿舎的要素もございますが若手の医師などは市内のマンションに住む人も多く、利用されないケースが目立ちます。長年利用されていない宿舎は障子の破れや夏になると雑草が生えて、外目にも荒れ放題で見るに耐えません。比内地域では昨年、南町市営住宅が完成し即入居者で埋まる状態であります。また、みどり団地や大谷地団地などで空きが発生すると抽選で入居者を決定するほど住宅要望がございます。せっかくある宿舎ですので、**一般住宅として市民への貸し出しをしたらどう**

でしょうか。

以上、5点についてお聞きいたしまして、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの殿村議員の御質問にお答えいたします。

1点目、施設の命名権の販売についてであります。市広報などに記載されている広告で収益を上げているが、樹海ドーム・樹海体育館・大館市民文化会館などの施設の命名権を販売し、収益を図ってはどうかということですが、新たな自主財源の確保と地域経済の活性化を目的に実施した市の有料広告事業につきましては、昨年から実施した広報大館への広告掲載が7カ月分で43万4,000円、市のホームページへのバナー広告が3枚の5カ月分で15万円の収入を見込んでおります。また、ことしの2月にはベニヤマ自然パークのパンフレットへの広告掲載を募集し2枚合計2万2,000円で、申し込みがあった業者にお願いすることになりました。さらに、来年度事業としてベニヤマ自然パークの足ふきマット代とそのクリーニング手数料を節減するため、マットへの広告掲載について業者の申し込み募集を開始したところであり、今後も拡大を図ってまいりたいと考えております。議員御提言の施設の命名権の販売、いわゆる命名権ビジネスにつきましては、平成15年に味の素株式会社が東京スタジアムの命名権を買い取り味の素スタジアムと名づけたのを皮切りに全国的な広がりを見せておりますが、都市部や政令指定都市の一部では進んでいるものの、地方では山形県が昨年3月にプロ野球楽天の2軍本拠地、山形県野球場の命名権を年間1,000万円以上3年契約で公募しましたが、応募がなく今なお募集中とのことであります。このように地方では命名権ビジネスにつきましてはまず1点目として、都市部に比べて施設の集客力が小さいこと、2点目、一般的に3年程度の複数年契約のため短期間で名前が変わることへの利用者の抵抗感があることなどの共通の課題のほかに、本市独自の課題としてはまず1つ目に、公募により決定した施設の名称の取り扱いをどうするか、2つ目、樹海ドームのように県から貸与されている施設の県との協議をどうするか等々の問題があるわけであります。そのため、先行自治体の例も参考にしながら今後もこれらの課題について検討してまいりたいと考えております。

2点目の教育基本法改正による愛国心や国旗・国歌の指導方針については、後ほど教育長からお答え申し上げます。

大きい3点目、分煙施設についてであります。市政を潤すたばこ税であるが、嫌煙権を主張する一方、愛煙家に喫煙の快適環境を与えるのも必要と考えるがいかがかということですが、市では平成15年に施行されました健康増進法の主旨にのっとり受動喫煙を防止するため、市立病院施設内における全面禁煙を実施するとともに、本庁舎及び総合支所庁舎内においては喫煙室や喫煙コーナーを設置し非喫煙場所にたばこの煙が漏れないよう分煙を実施してきたところであります。今後も既存施設につきましては施設の使用状況等を勘案しながらより

適切な分煙態勢を整えてまいりとともに、施設のリニューアル等の際は喫煙室の設置など喫煙者・非喫煙者の住み分けができるような分煙環境の整備を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

大きい4点目、**市消防職員に女性の採用を。現在消防職員には1人も女性職員がいない。**男女雇用機会均等法にもあるとおり女性にも門戸を開くべきというお尋ねであります、議員がおっしゃるとおり、確かに消防業務には女性の特性を生かすことができる分野が数多くあり、全国的には男性の業務と思われがちな火災出動を本務としている女性消防職員もおります。県内では由利本荘市消防本部に2人の女性消防職員がいるとうかがっております。本市におきましては、消防本部が広域組合にあった当時から男女の区別なく職員を募集しており、今までの採用試験では女性の受験者もいましたが採用には至らなかつたという状況となっております。しかしながら、消防の現場におきましても女性にはどんどん活躍していただきたいと考えておりますので、引き続き女性消防職員の募集を行うとともに女性が働きやすい環境の整備に努めてまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

大きい5点目、**扇田病院医師住宅の一般貸し付けについて。11戸ある職員宿舎、現在利用は4戸だけ。残りについて一般市民へ住宅貸し付けをしたらどうか**ということであります、市立扇田病院の職員宿舎の貸し付けにつきましては、規程により扇田病院の業務上必要と認める職員を対象としており、一般への貸し付けは想定していなかつたということがございます。現在、宿舎の空き家が多くなっておりますのは急激な医師の引き揚げにより入居者が少なくなったことによるものであります、空き家にしておきますと建物の傷みも進み景観的にも、また安全管理上も好ましくないのは議員御指摘のとおりであります。今後は他の用途への活用や公売も含めた有効利活用について検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○教育長（仲澤銳蔵君） 殿村議員の2点目の御質問にお答えいたします。

最初に、**市内小・中学校32校での儀式的行事における国旗・国歌の状況と「郷土や国を愛する心」の指導時間と指導状況について**御説明申し上げます。教育委員会が今年度実施した調査によりますと、「君が代を歌っている」、「校門等に国旗を掲揚している」、「式場に国旗を飾っている」と回答した学校は入学式・卒業式ともに100%であります。また、各校の校長は「社会科や道徳の時間・総合的な学習の時間や学校行事などの指導を通して、子どもたちに「郷土や国を愛する心」が育っていることを実感している」と回答しております。学習指導要領に基づいた指導やふるさと教育などの指導の成果であると考えております。

次に、**今後の指導方針について**であります、現在の小・中学校の学習指導要領で社会・音楽・特別活動の指導内容に国旗・国歌の取り扱いが示されております。また、社会や道徳では郷土や国を愛する心を育てる内容が示されております。例えば、小学校1・2年生の道徳に

は「郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ」という内容が示され、小学校5・6年生では「郷土や我が国の文化と伝統を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ」という内容に発展し段階的に指導できるようになっております。また、今回の教育基本法の改正で教育の目標に「我が国と郷土を愛する」ことが明確に示されました。このことが、現在見直しが進められている学習指導要領にどう反映されるのか、その結果を見て今後の指導方針を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。御理解賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（伊藤 毅君） この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（伊藤 毅君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤久勝君の一般質問を許します。

〔2番 佐藤久勝君 登壇〕（拍手）

○2番（佐藤久勝君） 平成会の佐藤久勝です。最初に今3月末をもって定年退職される市当局職員の皆様、そして今回勇退される先輩議員の皆様、長い間大館市発展のために御尽力くださいまして、まことにありがとうございます。また、私たち後輩を御指導いただきまして本当にありがとうございます。心から感謝と敬意を表します。退職後も健康に留意され、今後とも市発展のためにお力を貸していただきたいと、よろしくお願ひ申し上げます。それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、同僚議員が質問していただきました子育て税について。今まさに秋田県が導入を計画し論議を呼んでいる、いわゆる「子育て税」についてお尋ねいたします。今、我が国は少子高齢化の危機が叫ばれている中で国の少子化対策もなかなか有効な手立てができないまま今日に至っておりますが、将来の労働や社会保障構造も大きく変える社会問題であることは御承知のとおりでございます。県の17年の人口統計を見ますと単純出生率は6.7と11年連続全国最下位で、いつの間にか秋田県は子供を産まない県となってしまっている。また、婚姻率では秋田県は人口1,000人に対し4.3で、東京都に並びこれも全国最下位ですが、これに未婚率といったことも含め極端な数値になろうと思います。何ゆえこうした事態になってしまったのか。それは一連に課題があろうと思いますが、私は要は優良な子供をたくさん産んで元気に育てて、生まれ育ったこの土地に住んでいただく、簡単に言えば、この一連の子育ての課題に精力的に手をつけてこなかつたことではないでしょうか。そうした課題に区切りをつけないまま、今我が県は全国に先駆けて新たな子育て税を創設しようとしています。子育てと教育の充実県にしたいということで県民負担に理解を求めるべく、昨年7月以来、知事を先頭に県内25地域住民

や自治体のフォーラムを精力的に重ねられてきましたが、多くの首長は金をかけないで工夫すべきとか、県民を納得させるだけの理由づけがないなど、安易に新税という負担増を求めるあり方は慎重な対応を求める考えも多いと報道されています。出生率全国最下位の県であって子育て税の目的とするところは出生率を高めようという施策を抜きにした子育てで、県立高校の統廃合、これまで金をかけた両大学などの高等教育の資金不足を補うそうした含みが強く、子育ての支援と教育充実を同列に進める方向性は私にも矛盾を感じ得ません。根底にあるのは先が見えていた事業に対して新税を求めているとしか受けとめることができないのです。県財政の窮迫ぶりは人ごとではありませんが、19年度予算は歳出を大幅に絞り込んでなお基金から290億円を取り崩している。残りの基金残高は170億円と見込まれていて、あと1、2年で積立金が底をつくといった厳しい台所事情にあることは周知のこととございます。また、知事報酬や県職員給与などの削減で約42億円浮かす考えを示しているものの、団塊世代の大量退職による退職手当で34億円が消えることとあわせて考えますと、積立金が底をつくための新税ありきであり、新たな税による新たな子育ての施策や意図するものが果たして明確に伝わってくるのでしょうか。今、森林環境税の導入計画も動いており新たに県民に負担を求めることが容認されれば、さまざまな口実による新税負担に道を開く危険があるという意味もございます。今後の市民の負担を考えると大変厳しい環境になると思われます。今定例会にもございます後期高齢者医療保険でも、これまで保険料負担がなかった高齢者に新たな負担が出てきます。また、国民健康保険税・介護保険や税制改正などで市民の負担がピークに達しようとしている今、県が計画している子育て新税、この創設の是非について私どもの**自治体も議論し意思表示をはっきりすべき**と思います。元気なふるさと秋田づくりが見てこないような気がしてならないのですが、市長はどのようにお考えか、賢明な御答弁をお聞かせ願います。

次に、**学校給食費の未納問題について**お伺いします。本市も19年度、北地区学校給食センターの開設で未実施校が解消されようとしており喜ばしいことあります。これまで余り気にして留めることがなかった学校給食ですが、市立中学校において給食費を払わず卒業されてしまって事務方が大変難儀されているというお話を聞く機会がありました。ちょうどことしの1月、文部科学省は学校給食費徴収状況に関する初の全国調査の結果を公表しております。これによると17年度の学校給食費の未納額が約22億円で、児童生徒全体の1%に当たる約10万人が給食費を支払っていない実態があるということでございます。給食経費は、施設・設備は学校設置者の負担、それ以外の食べる部分は保護者の負担でこれまでやってこられましたわけで何ら問題がないように思っていますが、たまたま合併時の旧田代町一般会計の決算に240万円ほどの未納金があったと記憶しております。旧大館市は各学校でちょうどいしているので予算書に上がってこないこともわかりましたが、旧田代町同様、市内各学校においても未納があり現場関係者が苦慮しておられるのではないかでしょうか。給食費負担金に依然として未納が発生しても市は全く学校現場に任せて何ら関知しないのであれば、給食調理現場が萎縮してしまうおそれ

があり、国・県がさきの調査結果を明らかにしたまではよいのですが、これを解決するための何らかの手立てや指導方針がないのは残念です。そこで本市の給食費についてお尋ねしますが、本市の給食費未納状況の実態はどうなっているのか、また何らかの対策を考えておられるのかまずお伺いします。

次に、滞納者の中に給食費を含む生活保護あるいは教育扶助をいただいているながら給食費を含む学校納金を支払わないという実態があることは御承知のことだと思います。一方では支給する、それが片方では納めてもらえないのはおかしいのではないでしようか。チェックの手段がないといえばそれまでですが、そもそも支給した給食費が納められていないというのであれば、扶助の目的にそぐわず法的に何ら問題がなかったのか危惧するものです。今般、19年度一般会計当初予算の教育関係費に要保護及び準要保護生徒への扶助費として計1,460万円など盛り込まれていますが、私は未納者に対して支給する扶助費から給食費などの分をカットして支給すべきだと思います。納付者の公平を図るためにも適切な措置が講じられないか、市長に御見解をお伺いいたします。

次に、**十二所公民館の改築と今後の運営について**お尋ねいたします。このことについては数度、地元住民が市長を訪ね要望書を提出し早期改築を強く懇願してまいったところあります。市長におかれましては、そのたびに住民の意向に沿った心強い返事をいただき、地区住民挙げて早期改築を望んでいるのであります。平成18年4月策定の新総合計画に基づく第1次実施計画によりますと、十二所公民館改修工事は事業年度が平成19年度から20年度まで、事業費総額は1億2,400万円とあります。また、19年度には実施設計400万円、20年度には改築工事1億2,000万円と示されております。去る2月5日に竣工された二井田公民館は、高齢社会を反映し2階建てを平屋に改修するとともに1階に部屋を増設し講堂はステージを移動式にしたことから、より広いスペースを確保した内容となっています。これで事業費9,000万円です。十二所公民館については改築するには現在地が狭すぎることから向かいの成章小学校跡地へ移転改築を望んでおるのであります。そこでお伺いします。これまで市長にお願い申し上げてきましたのは**建物改修でなく移転改築**であります。二井田公民館は現在地に余裕があったことから改修もでき、他に適地がなかったから現在地への改修とうかがっております。しかし、十二所公民館の場合は駐車スペースが少なく狭いことから移転改築を希望してきたものであります。このことについてまず明確な答弁をお願いします。

次に、**事業費**であります。改修となった二井田公民館と比べ移転改築で3,000万円増とはどういうことでしょうか。財政が苦しいことは十分認識しておりますが、そもそも地区公民館の長期改修計画では二井田公民館より先にあったはずであり、二井田が改修でいくということから待てばいいこともあると住民に説明し納得もしてきた経緯があります。しかも、これまで2億円の事業費をお願いしていたところです。これが8,000万円減となってはどんな公民館ができるか大変心配しているところです。間に合わせの施設、中途半端な施設では、後々地区住民

の不満が募り、やがて怒り心頭に発することになると思われます。この際、事業を峻別し類似施設は統合する、我慢できるのは断念する、ないよりあった方がいいものは中止するなどの英断が必要と考えます。その代わり、今後実施するものには十分金をかけていいものをつくる、後々いいものをついたと言われるものをつくる。それが今の時代、小畠市長に託されていると思います。ぜひ地区住民のためにもいい施設をつくっていただきたいと願っております。市長のお考えをお尋ねいたします。次に、**改築年度について**であります。移転改築を要望している土地はかつて秋田藩の藩校であった成章書院跡で一部台地になっており、そこに校舎があったわけですが、そこが埋蔵文化財包蔵地に指定されており事前に発掘調査の必要があると聞かされております。この発掘は教育委員会が所管しておられることから、当然改築事業にあわせて20年度には計画どおり晴れて竣工となるものと住民は夢見ておりますが、これからのスケジュールをお尋ねいたします。

次に、**改築後の公民館運営について**提案いたしますが、市長のお考えをお尋ねいたします。報道によると山形市鈴川公民館が平成17年4月に市内初の民間運営公民館となり、これまで休館していた祝日も施設の貸し出しを行ったり住民に身近な運営を心がけたことにより、利用者が1.4倍も伸び民営化が大当たりしているということです。そこで、改築後の十二所公民館をぜひ住民みずから管理運営するモデル公民館とすることはできないかということです。地区公民館の運営についてはかつて各地区公民館長との話し合いがなされたのですが、そのとき一番の不安は事業計画の立案と予算であったようです。しかし、これらの不安要素も鈴川公民館などの先進事例を参考にし、軌道に乗るまでは中央公民館で指導・助言を行うなどすれば、地区住民による住民が望む事業内容とすることは容易に展望されると思われます。また、自分たちの公民館という意識が地区住民に共有・醸成されることで参加意欲や施設を大事にする心が生まれ育つものと確信するものであります。市長のお考えはいかがでしょうか。次に事業予算についてでありますが、電気料や電話料・ガス代などの維持管理費を含んだ一定額を委託料とし地区公民館の運営を受託する母体に支払う必要があります。この委託料はある程度の年限、例えば5年間は固定することとし、事業費に余剰金が出た場合は返還させないで地区公民館の次年度の運営費に繰り越させてはと思います。もちろん、やるべきことをしないで余剰金を生み出すことは問題外ですが、弾力性を持たせたものでなければ地区運営化には踏み切れないと思います。かつてのように公民館運営を地区に押しつけようとしているとか、安上がりの公民館運営をしようとしているなど、やゆされないようにしっかりとした方針のもと十二所公民館をモデルケースにし、この際地区住民の自主運営にゆだねてはいかがでしょうか。このことで市長の政策提言となっている地区コミュニティーが醸成され、地区それぞれが特色を持って活性化することにつながり、しかも施設運営の効率化にも一石を投ずるすれば、ぜひ前向きにそして真剣に取り組んでいただきたいと望んでおります。市長のお考えはいかがでしょうか。

以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

1点目、秋田県が導入を計画するいわゆる「子育て税」についてであります。子育て新税について自治体も議論し意思表示をはっきりすべきだと思うという御提案であります。まず議員御指摘の出生率の低下につきましては、本県は1人の女性が産む子供の数である合計特殊出生率は全国平均を上回っておりますが、人口1,000人当たりの出生率である普通出生率につきましては11年連続全国最下位となっております。国では出生率の低下が続く社会的背景として3つの原因を挙げております。その1つ目は、育児休業制度が不十分であること等から働き方の見直しに関する取り組みが進んでいないこと、2つ目は、子育て支援サービスが不十分であること、3つ目は、若年者の失業率が高く特に24歳以下は近年急速に上昇しており、社会的・経済的な自立ができず家庭を築くことが難しいことであります。このため国では少子化の流れを変えるために、平成15年7月、次世代育成支援対策推進法を制定し17年4月からの行動計画を地方公共団体及び事業主に対して義務づけており、本市においても行動計画を策定し、これまで子育て支援策に取り組んできたところであります。県が県民に広く税負担を求めるとした「子育て支援と教育充実を推進する将来ビジョン」における充実強化策や新たな拡充策につきましては、田中議員の御質問にもお答えしておりますが、その必要性及び有効性についてはいささか疑問であり、特に子育て支援については現在の「すこやか子育て支援事業」が就学前児童全員に実施されるのが4年先の平成23年であることから、その効果を見据えた上で施策の見直しを行うべきであると考えております。地方交付税の減少等により県のみならず市町村も財源の確保に苦慮している中で、本市においても新第3次行財政改革大綱を策定して現在の子育て支援策や教育水準を維持・継続できるよう懸命に努力しているところであります。新税が導入され充実強化策や拡充策が実施されたとすれば市町村も応分の負担をしなければならず、新税による歳入のない本市の財政はますます逼迫し、その財源の捻出が困難となるおそれがあります。これらを踏まえ、県には市町村への支援等業務の見直しを含めた行財政改革に取り組んでいただき今回の将来ビジョンについては県民の理解を得られるよう、もっと時間をかけて議論をしていくべきであると申し上げておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目の学校給食費の未納については、後ほど教育長からお答え申し上げます。

3点目、十二所公民館の改築と運営について。①建物改修ではなく「移転改築」について、②事業費について。この2点につきましては関連がありますので、一括してお答え申し上げます。まず、十二所公民館の建設は改修か移転改築かについてであります。これまでの地域の皆様との話し合いの結果、現在地が狭隘であることから道路を隔てた向かい側への移転改築を考えております。次に、現在の計画での建築事業費につきましては、合併特例債の活用

を考えておりその予算規模は柔軟に対応してまいりたいと思っております。また、施設の規模等については、十二所地区には福祉エリアなどの類似施設がありますことから、これらの活用も視野に入れ検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、地域の皆様との合意が大前提であり、引き続き十分な協議を重ね地域の皆様が利用しやすい公民館となるようにしてまいりたいと考えております。また、公民館建設に向けたスケジュールについてであります。現時点では計画どおり20年度の建設に向け準備を進めてまいりたいと考えております。なお、地域の皆様が要望しております場所は埋蔵文化財発掘調査地に指定されており、その調査に経費等を要することも考慮し建設場所につきましては引き続き地域の皆様と協議しながら検討してまいりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

③改築後の公民館運営については、教育長からお答え申し上げます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○教育長（仲澤銳蔵君） 佐藤議員の2点目の給食費の未納についてお答えいたします。①本市の給食費未納の実態についてであります。平成18年度分の未納額は12月末時点では小学校で192件、273万2,245円で小学校全体の給食費の1.3%、中学校で87件、138万6,883円で中学校全体の給食費の5.16%となっておりますが、給食費については学級費などと一緒に学級担任が集め学校単位でとりまとめ、学校給食センターあるいは学校ごとに運営・決算処理をしております。各学校ともPTAと連携しながら校長を中心未納解消のために大変努力しておりますので、年度末までにはかなり解消されるものと考えております。

②滞納者・納付者の公平を図るためにも適切な措置を講じてほしいということについてであります。2月16日に各給食センター長・栄養士・調理業務受託業者・食材納入業者等で組織しております学校給食センター運営委員会を開催し各学校の実情を報告してもらい、運営委員会の組織のあり方、給食費未納に対する対策等について話し合ったところであります。給食費は児童生徒が給食で食べる食材費を負担していただくもので、保護者負担が原則となっております。学校給食法第6条第1項では「施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営」に関する経費は「設置者の負担」であること、第2項では「前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費」（学校給食費）は「保護者の負担」とすると規定しておりますので、滞納問題は保護者の方々の理解を得ることが大変重要な点であると考えております。今後とも給食センター運営委員会・校長会、保護者の方々と十分に協議しながら、具体的な対応策をまとめていきたいと考えております。また、就学援助費を受給しながら滞納される保護者がいるという点についてでありますが、議員御指摘の減額支給という対応につきましては学校教育法第25条により、経済的な理由によって就学困難な学齢児童の保護者に対し必要な援助を与えることが定められており、減額支給とはできないものであります。しかし、滞納を放置することはできませんので、学校によっては保護者の同意を得て受領する扶助費を校長が代理受領し、これを給食費に充てるといったことも行っております。今後とも学校と連携しながら滞納

を生じさせないよう努力してまいりたいと考えております。

佐藤議員の3点目の③改築後の公民館運営についてお答えいたします。地区公民館の運営につきましては、本市の行財政改革の課題として将来的に地区住民に委託する方向で検討を進めているところであります。公民館施設の管理とあわせて各種講座等の事業実施についても地域の人材を活用しながら、各地域の特色を生かした公民館運営と地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。運営の委託に当たっては、市としても施設運営に係る予算面及び事業実施に伴う指導体制等についても十分に考慮しながら、地区住民の理解と協力を得られるよう今後とも各地区と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 毅君） 次に、石田雅男君の一般質問を許します。

〔6番 石田雅男君 登壇〕（拍手）

○6番（石田雅男君） 平成会の石田雅男でございます。一般質問に入ります前に、けさほど松橋議員の訃報に接しまして心より哀悼の意を表するものでございます。松橋議員とは総務財政委員会で一緒にいろいろと活躍を、いろいろと御一緒させていただいたこと、あるいは行政視察で御一緒させていただいたこと、数々の思い出がございます。また、大所高所にわたりまして鋭い質問をされていたことなど深く印象に残っております。まことに残念でございます。心より御冥福をお祈り申し上げます。また、この3月で退職されます職員の皆様、また今回で勇退をされます議員の皆様、長年の市政発展のために、また市民への行政サービスに御尽力をいただきましたこと、市民のために議員として御尽力をいただきましたことに心より感謝を申し上げます。退職や勇退されてからも今までのキャリアを生かして大館市の市政発展のために御助力をいただければ幸いと思います。それでは通告に従いまして一般質問を行います。**今後の中心市街地活性化の方向性について**であります。この古くて新しい中心市街地活性化の問題は市長の初当選以来16年、大館駅東大館駅線の道路の開通、東バイパスの間もなくの供用開始と、インナー、アウターの環状道路の開通は見たものの、問題はその中の大館駅・御成町・大町の各事業が何度も計画はされましたが一向に進展をしないまま現在に至っております。しかし、やっとこの御成町南の区画整理事業が昨年の暮れに事業認可を受けたことは救われた思いがいたします。この10年ないし15年の経過を見ておりますと進展が難しい原因は一体何なのか、市民の理解や協力が不足しているのか、市の財政の問題なのか、あるいは進め方の手法に問題があるのか、いろいろな話がございます。ある市民の方は「単純にやる気の問題だ」と言う人もおります。青森市のコンパクトシティの成功をリードしている加藤さんの言葉に「小さなことでも可能性のあることから始めていく、そして成功をさせていく。この成功の連鎖を大きくしていくことで中心市街地活性化を進めてきた」そうであります。どううまくこれら中心市街地活性化を本当に大館市の活性化につなげていくのか、民にしても官にしても、どちら

が主導的な役割を担うにしましても官・民挙げての取り組み方をもう一度検証してみることが必要な段階かとも思います。1点目の質問であります。**いま一度コンパクトシティの考えについてお伺いをいたします。**平成17年6月議会でもお聞きしておりますが、市長の答弁の中に「都市の郊外への拡大を抑制し、中心市街地の空洞化を食いとめ、持続可能な社会を実現するための先進的な都市戦略」であり、「マスタープランの中で市民合意」を図っていくと答えておられますが、今般マスタープランのまとめの段階に入る中で大館市のコンパクトシティの具体的な方向づけができたのかどうか、お伺いをいたします。

2点目、**大館駅周辺の再開発計画は**。この問題も何回もの計画で松木踏切改良、清水町への開通、駅北側の学校配置までは進みましたが、かなめの駅舎改築を含めた駅前周辺の再開発まではなかなか到達いたしておりません。当初は国体までにはとの期待もありましたが、いまだに方向づけすらできないであります。大館市の玄関口として合併特例事業の対象にならないかを含め、早期の方向づけをする必要があるのではと思いますがいかがでしょうか。

3点目、**まちづくりの財政的なシミュレーションを**。合併後のこの過渡期に都市計画事業や病院改築事業など大きな投資をしていかなければならぬ苦悩は大変なものがございます。過大な財政投資をするに当たってはその計画性と波及効果を明確にする必要があり、特に区画整理事業などは経済波及効果が大きく市としても民間投資を呼び込み税収増の期待ができ、投資とその効果について明確に市民に示す必要があるのではと思いますがお考えはいかがでしょうか。

4点目、**まちづくり係の新設について**であります。このまちづくりの担当は個々の事業のまちづくりの面と商業にとどまらず、福祉や教育など多岐にわたって対応しなければならない要素があり全庁的な取り組みが必要である。新年度からの都市計画課への設置は御成町南や大町地区の事業の対応としては一定の評価をいたしますが、今後は企画振興の中でまちづくり課への昇格など、その今後のあり方を含めてその役割の検討をしていく必要があるのではと思いますがいかがでしょうか。

5点目、**大町地区の方向性についてお伺いをいたします。**昨年のまちづくり3法の改定に振り回されているのか、その対応に具体性が乏しいと感じております。暮らしとにかく再生ならばそのあり方について徹底的に議論をし、市民に住んでもらうためにはどうするか、にぎわいを取り戻すためには何が必要なのか、一体どういう事業でそれらが可能なのか、地域全体で盛り上げていく仕掛けができるのか、市としてはこの大町地区にある100戸余りの市営住宅の再生と旧正札街区の再開発を具体的な内容を提示し、何としてでもこの大町の2地区に事業化をさせるという強い意志を持って、民間事業協力者とともに構築を図るべきではないかというふうに考えます。

市長の明快な答弁をお願いいたしまして終わりにしたいと思います。御清聴ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの石田議員の御質問にお答えいたします。

1点目、今後の中心市街地活性化の方向性について。①いま一度コンパクトシティの考え方についてでありますと、中心市街地とその周辺は商業・文化・医療・娯楽などの各種の機能が集積しており、多くのサービスがまとめて受けられる利便性の高い地域であります。特に高齢者にとっては車を使わずに歩いて暮らせる居住の場であり、町の誇りとなる伝統的行事を継続・活用することにより住民の交流が図られ、そこから新たな文化や雇用が生み出される場であるなど、中心市街地でなければ果たせない多くの役割を有しております。このことから、新都市計画マスタープランにおきましては郊外に大規模商業施設がふえた現状から、無秩序で散発的な市街化を抑制しながら、都市機能を適正に立地誘導できる計画となるよう、現在策定作業を進めております。今後も中心市街地には郊外との役割分担を勘案し住宅や公共施設をバランスよく確保し、児童や高齢者に必要な機能をこのエリアに集積させることで、歩いて暮らせるコンパクトシティの実現を目指したいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

②大館駅周辺の再開発計画はについてでありますが、JR大館駅周辺の整備につきましては、本市の玄関口・交通拠点として過去に幾度となく整備計画が策定され、その中で平成13年には松木地下道が開通し、同じく長年の懸案事項でありました小坂鉄道大館駅の再編と都市計画道路大館駅東大館線、通称22メートル道路の大館駅前貫通が実現しております。最近では、大館国際情報学院の開校に合わせて大館駅南北自由通路、通称若草ロードも建設したところであります。大館駅周辺の再開発計画につきましては、新大館市総合計画の中でその整備を重要施策として位置づけており、今後見直しを予定しております中心市街地活性化基本計画の中でも重要事項の一つに位置づけたいと考えております。今日の大変厳しい財政事情のもと、投資的経費に充てる財源は限られておりますが、中・長期の財政計画で財源を確保し身の丈に合った整備計画として大館駅舎と駅前広場の再整備、朝市通りの拡幅や民間活力による市街地整備などの総合的な再開発計画を策定したいと考えております。また、策定に当たってはJR東日本や民間事業者、地域住民の皆様とも協議してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

③まちづくりの財政的なシミュレーションについてでありますが、中心市街地の活性化につながるまちづくり事業は多額の費用を要する事業でありますと、その投資に見合った経済波及効果があると言われております。土地区画整理事業を例にとった場合、換地による建物の新築や増改築、街区の再編や敷地の統合による新たな建築活動に係る民間投資が行われるなど、その生産誘発効果は数倍になると試算され、御成町南地区土地区画整理事業では事業費52億円で数100億円の経済波及効果があり、将来的な市税収入の増加にも寄与するものと考えております。本年度から着手した御成町南地区土地区画整理事業や近く事業着手が予定されておりま

す大町地区暮らし・にぎわい再生事業につきましても、現下の財政事情は大変厳しいところであります。中期財政計画の中で財源を確保し着実に事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

④まちづくり係の新設についてであります。御質問の建設部都市計画課内へのまちづくり係の新設につきましては、現在、産業部商工課と都市計画課で所管している中心市街地活性化に関する事務、御成町南地区土地区画整理事業に伴うまちづくり及び大町地区暮らし・にぎわい再生事業について、ソフト、ハード両面から強力に推進し総合的にまちづくりに取り組もうとするものであります。議員御指摘のように、担当業務の一つ一つがそれぞれ大きな事業であり全庁的な取り組みが必要とされる事業であります。現在、市民部生活環境課の環境マネジメントシステムの運用、教育委員会社会教育課の男女共同参画社会への取り組み、産業部農林課の食育推進事業等、他の部署においても全庁的あるいは複数の部や課で取り組むべき事業を実施しているところであります。また、今後もこのようないは複数の部や課で取り組まなければならない行政課題が多くなると予想されますことから、企画担当部門だけではなくすべての職員が企画力を身につける必要があると考え、新第3次行財政改革大綱の中にも職員一人一人が「情報収集、分析、計画、実行を迅速・高度に行うことができる熟練したプロ」となることを目標に掲げ督励しているところであります。新設のまちづくり係につきましては事業の実施段階では事務量が増加すると思われますので、その際には必要な職員数を確保してまいりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

⑤大町地区の方向性について。大町地区のまちづくりにつきましては都市再生モデル調査後、暮らし・にぎわい再生事業に係る国の補助制度の創設がおくれたものの、大町地区まちづくり協議会とは機会あるごとに協議を重ねてまいりました。行政報告の中でも申し上げましたとおり、大町住宅街区については借り上げ公営住宅を核とする施設建設の事業化を目指しておりましたが、先般、地権者から資金力や共同化ビル建設のノウハウがないことから事業主体にはなれないものの、地権者全員が現地に残り権利床を取得することで事業に協力したいとの申し出がありました。今後は大館商工会議所等を通じて地元企業に対し概算額を含めた基本計画案を提示しながら、事業主体と事業協力者で構成する事業施行者の早期発掘に努め、最適な制度を活用して平成20年度の事業着手を目指したいと考えております。また、旧正札竹村街区については大町地区まちづくり協議会が主体となって事業を進めますが、街区の決定や事業内容についての合意形成を図り基本計画策定に向けて努力してまいりたいと考えております。以上のことから、大町地区のまちづくりにつきましては大町住宅街区と旧正札竹村街区の2街区で事業主体を別々にとらえ、それぞれ実現可能な基本計画を作成してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○6番(石田雅男君) 議長、6番。

○議長（伊藤 毅君） 6番。

○6番（石田雅男君） 今の中で5番目の大町の問題でございますけれども、いろいろと昨年からまちづくり3法が変わって、その説明あるいは理解というふうなことがなかなか地元の方に伝わってないのかどうかわかりませんけれども、この2年半ほどの時間を経過しまして旧正札の建物を市に購入をしていただき、また、議会もそれを承認してまいったわけでございます。ではその後の計画がどうなのかというふうなことにつきましては、なかなか具体的な進展が見られないまま、先ほど申し上げたとおりなのですけれども、議会としましても正札の跡地の購入に関して税金を投入してきたことにつきまして、やはり市民の目から見ますと、ではその後の具体的な方向づけはどうなのか、本当に税金をかけてまで買わなければならぬ事業だったのかというふうなことは、我々は言われるわけでございます。でも、中心市街地の活性化のために必要なこととして理解をしていただいておりますけれども、昨年の6月に市長が表明しておりますように、本当にこの中心市街地の活性化の中で大町の事業について不退転の決意で臨まれるというふうなことを力強くお話をされておられましたので、その決意のほどを改めてお伺いをしたいというふうな点が1つと、それから今、地元企業との協力関係、事業協力につきましていろいろと商工会議所の方に説明をされておられるようですが、この数年の地域経済の状況から考えますとなかなか地元企業の厳しい現状があるわけでございます。そうしますと、この地元企業でこの大町に投資をしてやっていくというふうな例が具体的にどれだけあるのかということも心配をされております。もし仮に地元企業がその事業主体になれないといった場合はその後どうするのかと、そのお考えについておわかりになるのでしたらひとつお聞かせを願いたい。この2点をお願いいたします。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（伊藤 毅君） 市長。

○市長（小畠 元君） 再質問にお答えしたいと思います。まず、議会の御理解もいただいたながら正札の建物を買わせていただいたわけで、その時点でまさに不退転ということが当然言えるわけであります。その場合にその建物を壊すのか、それともまた一部改修して利用できるのか、さまざまな検討を今続けているわけであります。もちろん今のままでは非常に危険な建物であると、外壁も剥落してきていると、そういうことで壊してしまった方がいいのではないかという意見もありますし、いや、あの建物自体はまだ若干の、それこそ手を入れればいろいろな意味で使い道があるのではないか、といった検討もしているわけでありますけれども、いずれ中心市街地の再生、これは全国的にも大変に難しい事業とされているわけでありますけれども、国の補助も入れた上で多彩な、言ってみると、財源を駆使しながら今まで頑張ってきていましたし、できればこの大町地区について今2つに分けて考えると言いましたけれども、2つともども何とかできるように頑張っていきたいと思っています。それで、まず順番に申し上げますけれども、大町住宅街区についてでありますけれども、基本的にはこれはげた履き住宅であり

ますから除却をして地主の方にお返しするというのが本来の約束事であります。しかし、地権者全員が現地に残って権利書を取得するから一緒に共同ビル建設についてやっていこうではないかと、そういう申し出があったわけで、私どもそれを大変多としているわけとして、現在の財政状況からすれば市が従来のやり方の補助金をもらって公営住宅を建てるというやり方はとてもとても今できない。全国でも大変に例が多いわけですけれども、有料建築物の賃貸という形でもって、いわば借り上げ公営ということになるわけでありますけれども、そういったPFI的な手法をとれれば何とか財政的にやりくりできるだろうと、そういうことで今お話を進めているわけであります。ただ、ひとつ御理解いただきたいのは、中心市街地にある住宅は大町住宅だけではないであります。他に老朽化した公営住宅があるわけであります。それらもいざれは建てかえをしていかなければいけない事情にあるわけであります。したがいまして、仮にこの地元で事業主体になれないとなったときに、方法としては2つしかないわけであります。一つは、オールジャパンで募集をかけるか、もう一つは、この地域についての、まことに申しわけないですけれども、除却した上で土地を地権者の方にお返しする。今のところ大町住宅に関しては、仮に地元で事業主体が見つからない場合にはそういうケースも考えられるということであります。できればそうならないことを祈っておりますし、それからまた、今まで出されている案というのは20億円、30億円という非常に規模の大きい案になっているわけでありますけれども、なぜ公営住宅の建てかえだけと、非常にコンパクトにできないのだろうかと、そういう意見も出ているわけであります。身の丈に合ったというか、地元の企業集団でも可能なサイズにコンパクト化すること、これがまず第一ではないか、そういう意味でこれからもまたいろいろな工夫をしていきたいと思っております。以上であります。

○議長（伊藤 毅君） 以上で、本日の一般質問を終わります。

次の会議は、3月5日午前10時開議といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時56分 散 会
